

産廃協

Vol. 118

平成28年7月



美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業廃棄物協会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、情報提供がありましたのでお知らせいたします。

環廃対発第1606232号
環廃産発第1606233号
平成28年6月23日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成28年環境省令第16号。以下「改正省令」という。)が平成28年6月20日に公布され、平成28年9月15日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に基づく環境基準について、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(平成26年環境省告示第126号)及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(平成26年環境省告示第127号)が平成26年11月17日に公布され、トリクロロエチレンの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の基準値及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更された。

今次改正はこれを踏まえ、トリクロロエチレンを含む特別管理産業廃棄物(廃棄物

の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第5項に定める特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）等に係る基準を変更するものである。

また、一般廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場（令第7条第14号ハに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）から排出される放流水の基準について、トリクロロエチレンに係る基準の変更を行うほか、廃棄物最終処分場（一般廃棄物最終処分場、遮断型最終処分場（令第7条第14号イに規定する最終処分場をいう。）、安定型最終処分場（令第7条第14号ロに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場をいう。）の周縁の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、トリクロロエチレンに係る基準の変更を行うものである。

第二 改正の内容

1 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更（令第2条の4関係）

トリクロロエチレンを含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準については、トリクロロエチレンを含む汚泥及びトリクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリ以外のものにあつては、当該廃棄物に含まれるトリクロロエチレンを溶出させた場合における濃度（以下「溶出濃度」という。）を0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更し、トリクロロエチレンを含む廃酸及び廃アルカリ並びにトリクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリに該当するものにあつては、当該廃棄物に含まれるトリクロロエチレンの濃度（以下「含有濃度」という。）を3mg/Lから1mg/Lに変更したこと。

2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準等（令第6条及び第6条の5関係）

トリクロロエチレンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は、焼却処理等を行い、この基準以下とした上で、公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てなければならないこと。

また、トリクロロエチレンを含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準については、令第6条第1項第4号イ（1）（イ）に掲げる汚泥のうち別表第3の2第1号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ（3）に掲げる動植物性残さにあつては、含有濃度を0.3mg/kgから0.1mg/kgに変更し、同号イ（1）（イ）に掲げる汚泥のうち別表第3の2第2号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ（1）（ロ）に掲げる汚泥にあつては、溶出濃度を0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更し、同号イ（2）に掲げる廃酸又は廃アルカリ及び同号イ（4）に掲げる家畜ふん尿にあつては、含有濃度を0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更したこと。

3 廃棄物最終処分場に係る水質基準関係

- (1) 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水の基準改正（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）別表第1関係）
一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の放流水に係るトリクロロエチレンの基準（以下「排水基準」という。）の値を0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更したこと。
- (2) 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正（基準省令別表第2関係）
廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係るトリクロロエチレンの基準値を0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更したこと。
- (3) 廃棄物最終処分場に係る経過措置（改正省令附則第2条関係）
一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要であるが、改正省令の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の基準省令の排水基準等に適合しているかを判断する経過措置を設けたこと。
- (4) 特定廃棄物の埋立処分基準（改正省令第4条関係）
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」という。）第26条に規定する特定廃棄物の埋立処分基準について、令第3条第3号及び第6条第1項第3号に規定する廃棄物の埋立処分基準と同様の改正を行ったこと。

第三 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に関する留意事項

1 特別管理産業廃棄物処理業の許可について

現にトリクロロエチレンを含む特別管理産業廃棄物の処理業の許可を有していない者が、トリクロロエチレンを含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に伴い、新たに特別管理産業廃棄物となるトリクロロエチレンを含む産業廃棄物の処理を改正省令の施行後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となるため、速やかに所要の手続きをとるよう指導されたいこと。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

トリクロロエチレンを含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に伴い、新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、廃棄物の処理

及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17に規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないこと。

第四 その他

1 塩化ビニルモノマーの名称変更について

地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成28年環境省告示第31号）が平成28年3月29日に公布され、環境基準の項目のうち塩化ビニルモノマーについては、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）に名称変更され、平成29年4月1日から施行されることから、基準省令別表第2及び放射性物質汚染対処特措法施行規則別表第3の塩化ビニルモノマーについても、同様に名称変更を行ったこと。

2 施行期日

- (1) 第二に掲げる事項 平成28年9月15日から施行
- (2) 第四の1に掲げる事項 平成29年4月1日から施行

建材中の石綿含有率の分析方法について

富山労働局長から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。



富労発基 0419 第 2 号の 2

平成 28 年 4 月 19 日

一般社団法人富山県産業廃棄物協会 会長 殿

富山労働局長



建材中の石綿含有率の分析方法について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821003 号(平成 26 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 30 号により一部改正。以下「分析方法通達」という。)において示されているところですが、今般、標記に関連する日本工業規格として、平成 28 年 3 月 22 日付けで新たに JIS A 1481-4 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第 4 部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)が制定されたところです。

つきましては、石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法となりますので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当該改正は平成 28 年 3 月 22 日から適用されています。

記

分析方法通達本文中「JIS A 1481-1 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第 1 部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第 2 部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)及び JIS A 1481-3 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第 3 部:アスベスト含有率の

X線回折定量分析方法)が平成26年3月28日に制定され」の後に「、JIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)が平成28年3月22日に制定され」を挿入し、記の内容を次のように改める。

1 JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)、JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)又はJIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)

2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法

(1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法(以下「分散染色法」という。)

ただし、分散染色法は、JIS A 1481-2の8.2の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。

よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) 平成26年3月31日付けで廃止されたJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による分析方法

(3) その他別途示す分析方法

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物等の 暫定排水基準の見直しについて

富山県生活環境文化部から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

平成 28 年 6 月 27 日

(一社) 富山県産業廃棄物協会 御中

富山県生活環境文化部環境保全課

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて

日頃から本県の環境保全の推進にご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

このたび、水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定める省令が一部改正され、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準が見直されますので、お知らせします。

つきましては、関係資料を送付しますので、会員への送付についてご協力くださるようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、環境省のホームページ
(<http://www.env.go.jp/press/102649.html>) をご確認ください。

記

- 1 改正の内容
別紙のとおり
- 2 施行期日
平成 28 年 7 月 1 日

【事務担当】
水質保全係 大場
TEL : 076-444-3146
FAX : 076-444-3481
Email : akankyohozen@pref.toyama.lg.jp

環水大水発第 1606161 号
平成 28 年 6 月 16 日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 13 年環境省令第 21 号。以下「省令」という。)附則第 2 項において暫定的な排水基準(以下「暫定排水基準」という。)を設定しているが、その適用期間が平成 28 年 6 月 30 日に終了することとなる。

現行の暫定排水基準の対象業種(13 業種)のうち、12 業種については、現時点における各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 1 条に規定する排水基準(以下「一般排水基準」という。)への対応の可否を確認した上で、一部の基準値を強化して、平成 31 年 6 月 30 日まで更に 3 年間、暫定排水基準の適用期間を延長することとした。このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成 28 年環境省令第 15 号。以下「改正省令」という。)を平成 28 年 6 月 16 日に公布し、同年 7 月 1 日から施行することとしたものである。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 措置の内容

暫定排水基準が適用されていた 13 業種のうち、1 業種については一般排水基準に移行し、7 業種については暫定排水基準を強化して延長、5 業種については現行の暫定排水基準のまま延長した。適用期間は平成 31 年 6 月 30 日までである。

2 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

- (1) 「温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。）」（以下「自然湧出温泉」という。）とは、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条に定める温泉であって地下に存在する温泉水を掘削や動力装置等によって人為的にくみ出していないものを指し、いわゆる自噴温泉であっても、掘削自噴温泉は自然湧出温泉に含まれないものとする。したがって、温泉法第 3 条第 1 項（土地の掘削の許可）及び同法第 11 条第 1 項（増掘又は動力の装置の許可等）の許可状況を確認し、いずれの許可も要しない温泉が自然湧出温泉であると考えられる。温泉法施行以前の掘削や動力装置の設置の有無については、温泉法の許可状況のみでは確認できないが、温泉台帳等で情報収集できるものもあるため、必要に応じて当該情報を確認することとされたい。

なお、旅館業に係る暫定排水基準の適用については、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の円滑な施行を図るため、同法担当部局は温泉担当部局と十分に連携されたい。

- (2) いわゆる共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 74 号の施設を有する事業場）については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則第 3 項）。

- (3) 暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種その他の区分に属する場合には、当該業種その他の区分に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則別表備考 1）。

3 関係者に対する指導について

改正省令による改正後の省令附則別表の暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正省令の施行の日から 3 年後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いする。